

学校いじめ防止基本方針

青森県立十和田西高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

青森県いじめ防止基本方針に則り、小規模校の利点を生かし、教師・保護者・生徒それぞれの目線からいじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組む。いじめは、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得、絶対に許されず、いじめる側が悪い」という認識に立ち、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より高等学校用に文言を修正した）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ② 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ③ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・ 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・ 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・ 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・ 反発、報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・ 欲求不満（イライラをはらしたい）など

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（青森県いじめ防止基本方針 p.3 2（6）より）

※ けんかであってもしっかり調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。

(5) いじめの解消の定義

「いじめの解消」とは、被害生徒に対する加害生徒による、いじめに係る行為が一定期間止んでおり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないものをいう。

3 いじめ予防の指導体制・組織的対応

(1) いじめ未然防止・早期発見の取組といじめの解決に向けた日常的な取組は生徒指導委員会が行い、重大事態発生時の組織的対応はいじめ対策委員会が行う。

(2) 生徒指導委員会（日常の指導体制）

いじめを未然に防止し早期に発見するための取組、いじめの疑いがある場合、また、いじめを認知した場合、その調査やいじめの解決に向けた取組の日常の指導体制を以下のとおりとする。

- ⇒ 【別紙1】 参照 生徒指導委員会役割分担（日常の指導体制）
【別紙2】 いじめの未然防止・いじめの早期発見対策
【別紙3】 いじめ発生のフロー図
【別紙4】 学校いじめ防止対策プログラム

(3) いじめ対策委員会（重大事態発生時の組織的対応）

重大事態発生時の解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

- ⇒ 【別紙5】 参照 いじめ対策委員会（重大事態発生時）
【別紙6】 重大事態発生のフロー図

4 いじめの予防

(1) 学業指導の充実

- ① 自信を持たせ意欲的に取り組む授業づくり
- ② コミュニケーション能力を育み、一人ひとりに配慮した授業づくり
- ③ 情報教育による情報モラルの育成
- ④ 各教科における倫理観の育成

(2) 道徳教育、特別活動、部活動の充実

- ① 各教育活動における道徳観の育成
- ② ホームルーム活動における規範意識、帰属意識の育成
- ③ 生徒会活動における望ましい人間関係づくり
- ④ 部活動における生活づくりと望ましい人間関係づくり
- ⑤ 主体的いじめ防止活動

(3) 教育相談の充実

- ① 担任による定期的面談の実施（5月・12月）
- ② 生徒観察で指導を要する生徒との個別面談の実施（随時）
- ③ 生徒の申し出による個別面談の実施（随時）

(4) 人権教育の充実

- ① 人権意識の高揚をはかるための講演会などの実施（年1回程度）
- ② 教科「公民」における人権教育とモラル指導と研修の充実

(5) 全教員の生徒に係わる情報の共有

- ① 校務運営委員会において各学年からの生徒に係わる情報提供（月2回程度）
- ② 職員朝会などにおいて学年からの生徒に係わる情報提供（週1～2回程度）
- ③ いじめ対策等についての研修会等の実施（年1回程度）

(6) 保護者・地域との連携

- ① いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知（PTA総会時）
- ② 学校公開の実施（年2回程度の授業参観などの実施）
- ③ 保護者研修会の開催（年1回程度）

5 いじめの早期発見・早期対応

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、「早期発見・早期対応」である。生徒の言動に留意するとともに、何らかの『いじめのサイン』を見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめと疑わしい行為の発見

いじめと疑わしい行為を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保するとともに、生徒指導部へ速やかに報告する。

次に、生徒指導部は生徒指導委員会を招集し対応を検討し、生徒同士の情報のやりとりのできないように速やかに態勢を組み、事実確認をする。

また、けんかであっても同様に対応する。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

⇒チェックリスト【別紙7】参照

(3) 教室・家庭でのサイン

⇒チェックリスト【別紙8】参照

(4) 相談体制の整備

- ① 教育相談環境の整備（教育相談委員会の定期的な開催）
- ② 面接週間の実施（5月・12月）

(5) 定期的調査の実施と結果の活用

- ① 定期的いじめアンケートの実施（6月、11月、3月）
- ② 面談の実施

(6) 情報の共有

- ① 報告経路の明示、報告の徹底
- ② 職員会議等での情報共有
- ③ 要配慮生徒の実態把握（担任・学年、教科・学科）
- ④ 進級時の引継ぎの徹底

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。（具体的な指導・対応は以下のとおりである。）

- ・ 安全、安心を確保する。
- ・ 事実の確認を行う（原則的に教員2人あたり、聞き取り内容等指導の記録をきちんと取ること）
- ・ 今後の対策についてともに考える
- ・ 心のケアをはかる
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、いじめられている生徒の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

(具体的な指導・対応は以下のとおりである。)

- ・ いじめの事実を確認する (聞き取り内容等指導の記録をきちんと取ること)
- ・ 必要がある場合は懲戒を加える
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ 相手の立場で物事を考えるよう指導するなど
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 二度といじめを起こさせない環境を構築する

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

(具体的な指導・対応は以下のとおりである。)

- ・ 自分の問題としてとらえさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感自己肯定感が味わえる集団づくりに努めるなど

(3) 他の生徒への配慮またはケア

被害・加害生徒・関係集団だけではなく、他の生徒への権利の侵害にならないよう、また、心身の負担を負わせないように配慮し、また、心身のケアをすることが大切である。

(4) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を味わえるようにする。

(具体的な対応は以下のとおりである。)

- ・ じっくりと話を聞く (聞き取り内容等の記録をきちんと取ること)
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら、速やかに複数の教員で面談し、丁寧に説明する。

(具体的な対応は以下のとおりである。)

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮した言動を心掛ける
- ・ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 家庭で何か気付いたことがあれば連絡・報告してもらう

③ 保護者同士が対立する場合など

教員または学校が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

(具体的な対応は以下のとおりである。)

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 学校の管理職が率先して対応することが、有効な手段となることもある
- ・ 教育機関や関係機関と連携し解決を目指す

(5) 関係機関との連携

家庭・地域において、子供を温かく見守る環境づくりを進め、子供の孤立感の解消や明る

く前向きに未来に進んでいく気持ちの醸成を図ることが大切である。

- ①教育委員会等との連携⇒ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整など スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ②警察との連携 ⇒ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合、犯罪等の違法行為がある場合など
 - ③福祉関係との連携 ⇒ 家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活状況への指導・助言、生活環境の状況把握など
- ※ 福祉関係とは、児童相談所、法務局人権擁護委員会 など
- ④医療機関との連携 ⇒ 精神保健に関する相談・助言、精神症状についての治療指導・助言など

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像・動画を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者やSNSに送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、SNSに特定の生徒の個人情報を掲載する等を指し、犯罪行為となることもある。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発 ⇒ フィルタリングの設定、保護者の見守り、学校などからの情報提供、PTA 研修会等への参加依頼など（特に新生生については、合格者説明会時に保護者・入学者に対して理解・協力要請をする）
- ② 情報教育の充実 ⇒ 情報モラル教育の充実、スマートフォンや携帯電話についてのモラル教育の充実と情報提供、防犯教室の充実とネット社会についての講話の実施など

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
被害者からの訴え、閲覧者・ネットパトロールからの通報・情報提供など
- ② 不当な書き込みへの対処
状況を確認、記録し、加害者や管理者に削除の依頼をするとともに、内容に応じて警察に相談したり、いじめへの対応をする。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
〔具体的な事案〕
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。
〔具体的な事案〕
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- ③ 生徒・保護者の申告によりいじめが重大事態に相当すると生徒指導委員会で判断した場合

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9 評価

P D C A サイクルを生かした学校の取り組みを見直すことで、より適切な取り組みを目指すことができる。また、現状を数値で表したり、生徒・保護者及び地域からの声を集約することで、取り組みの効果を客観的に検証する。

(1) 評価方法

- ① 学年末に取り組み評価アンケートを実施
- ② アンケートの集計結果を基に生徒指導委員会で検討
- ③ 検討結果を職員会議で伝達、改善案等を提案

平成26年度より施行

平成27年4月1日 一部改訂

平成29年4月1日 一部改訂

平成30年3月23日 一部改訂

【別紙1】

生徒指導委員会役割分担（日常の指導体制）

	担当者	内 容
いじめ未然防止 早期発見対策	【生徒指導委員会】 生徒指導部主任 各学年主任 関係HR担任 養護教諭 生徒指導部	○生徒指導委員会の開催 ○学校いじめ防止基本方針作成・見直し ○年間指導計画の作成 ○校内研修の企画・立案 ○未然防止の方策の検討 ○いじめアンケート調査の作成と実施 ○いじめアンケート調査結果の整理・分析
事実確認	生徒指導部 関係学年主任・HR担任	○早期発見の事案がいじめが疑われる案件の確認 ○迅速な被害生徒からの事情聴取と事実確認
情報収集	生徒指導部 関係学年主任・HR担任	○被害生徒以外（友人・知人・同級生）からの事情 聴取と情報収集
情報提供	生徒指導部 関係学年主任 養護教諭	○いじめに係わる情報をいじめ防止専門員 ・教職員・保護者に提供 （※個人情報には十分注意する。）
教育相談	養護教諭・生徒指導部 各学年・HR担任	○教育相談環境の整備 ○面接週間の実施
生徒観察	全教職員	○登校指導・朝学習指導・校内巡視
解消確認	生徒指導部 関係学年主任・HR担任	○生徒・保護者に3か月以上不安が解消したことを 確認

【別紙2】

いじめの未然防止・早期発見

いじめの未然防止対策

【学業指導の充実】

- ・自信を持たせ意欲的に取り組む授業づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、一人一人に配慮した授業づくり
- ・情報教育による情報モラルの育成
- ・各教科による道徳教育と倫理観の育成

【特別活動・生徒会活動・部活動の充実】

- ・ホームルーム活動における規範意識帰属意識の育成
- ・生徒会活動における望ましい人間関係づくり
- ・部活動における生活づくりと望ましい人間関係づくり
- ・主体的いじめ防止活動

【教育相談の充実】

- ・教育相談環境の整備
- ・定期的面談による生徒理解

【人権教育の充実】

- ・人権意識高揚のための講演会の実施
- ・教科における人権教育とモラル指導

【協同指導 体制づくり】

- ・登校指導・朝学習指導での生徒観察と生徒との関わりの強化
- ・定期的面談の実施
- ・教師間の情報交換
- ・生徒指導研修会の実施

【保護者との連携】

- ・安心して相談できる信頼関係づくり
- ・日頃から情報交換できる雰囲気づくり
- ・早期の情報交換会・懇談会の設定
- ・学校公開の実施
- ・学校いじめ防止基方針の周知

いじめ早期発見対策

【日常的な生徒観察と生徒理解】

《いじめのサイン》を見逃さない

- ・登校指導でのあいさつや声かけの励行
- ・授業や学校行事での生徒との関わり方の重視
- ・校内巡回による生徒観察（放課後・休み時間等）
- ・クラス・学年での人間関係の観察及び分析
- ・部活動の活動状況や人間関係の把握

【日常的な生徒観察と生徒理解】

《生徒の実態把握》に努める

- ・いじめアンケート等
- ・個人面談
- ・教育相談
- ・日常観察

【教職員の共通理解・協力体制・情報交換】

《教職間の情報交換》に努める

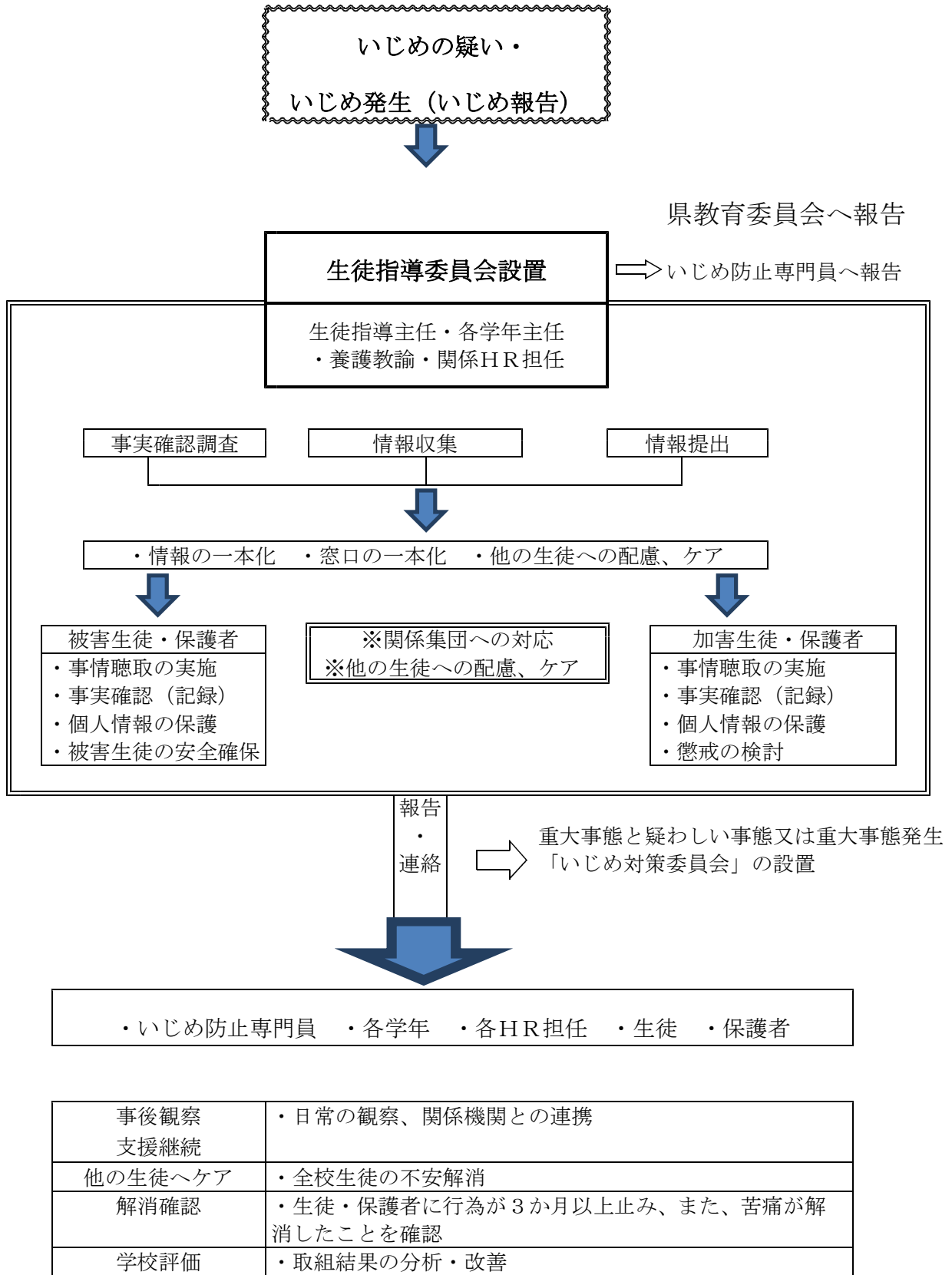
- ・校務運営委員会での各学年からの生徒に関する情報の共有
- ・職員会議や学年会議での生徒に関する話題の共有
- ・職員室での生徒に関する会話
- ・保健室・部活動顧問からの情報の活用

【家庭・地域との情報交換】

《家庭や地域でのいじめのサイン》

- ・生徒の欠席・遅刻・早退時での保護者とのきめ細かい対応
- ・学年PTAでの保護者面談での家庭での生活状況や人間関係の把握
- ・保護者アンケート等の活用
- ・校外巡視による地域からの情報の活用

【いじめ発生時対応のフロー図】



【別紙4】

学校いじめ防止対策プログラム（予定） 青森県立十和田西高等学校

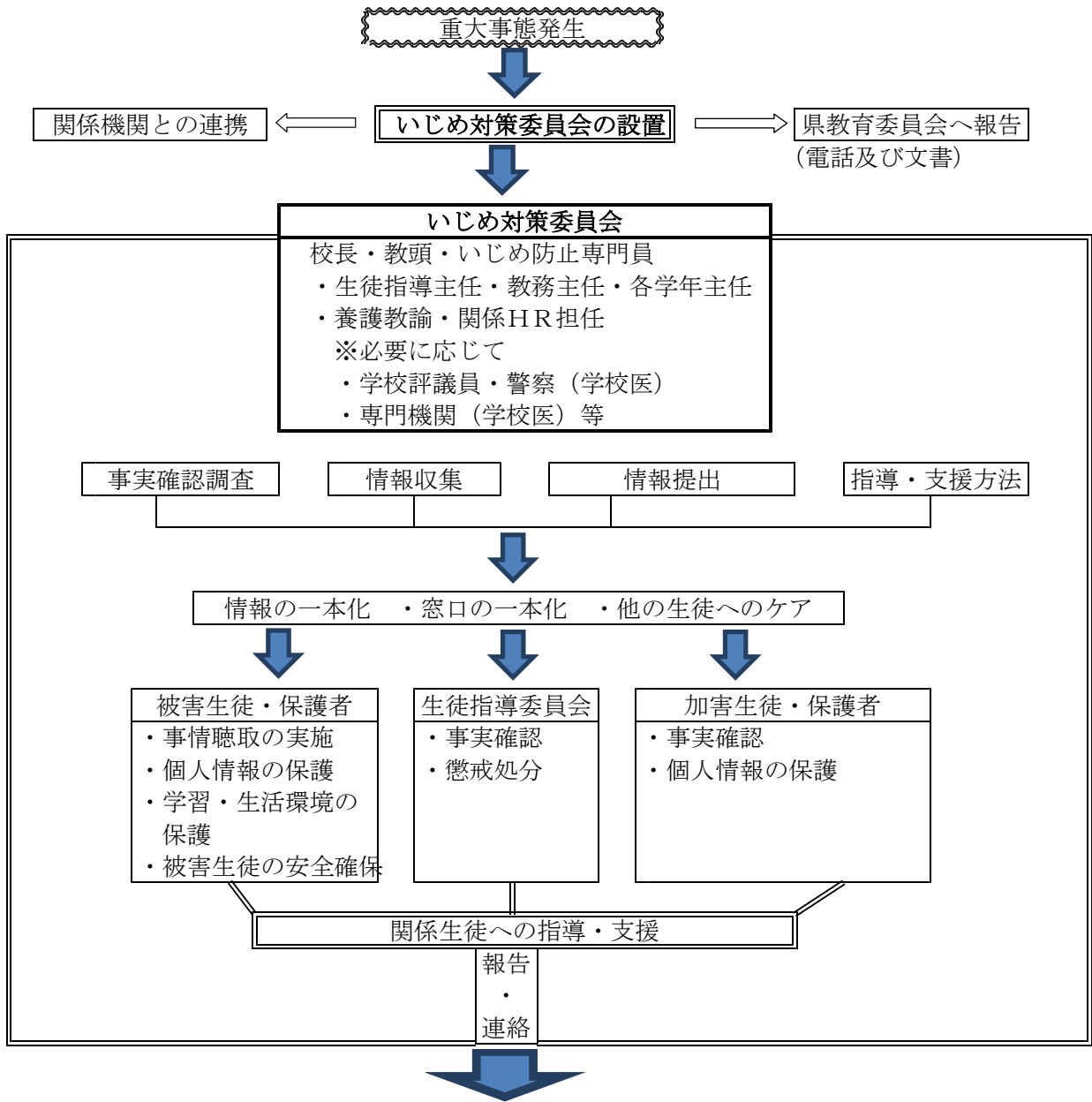
時期	実施内容等	場面	対象	主管
4月	いじめ防止基本方針の確認と共通理解	職員会議	教職員	教頭
	学校生活の指導（適切な人間関係について）	オリエンテーション	1学年生徒	学年・生徒指導部
	学級活動（人間関係づくり・学級のルールづくり）	学級活動	生徒	学年
	いじめ防止の活動	生徒総会	生徒	生徒会
	スマホ・ケータイ教室	講習会	生徒	生徒指導部
	第1回教育相談委員会の開催	専門委員会	教職員	生徒指導部
	個人面談（教育相談）	学級活動	生徒	学年
5月	個人面談（教育相談）	学級活動	生徒	学年
6月	第2回教育相談委員会の開催	専門委員会	教職員	生徒指導部
	第1回学校評議委員会	専門委員会	学校評議員・教職員	教頭
	見守り活動（朝のあいさつ運動）	登校指導	生徒・保護者・教職員	生徒指導部・渉外部
7月	いじめ防止の活動	生徒総会	生徒	生徒会
	「第1回学校生活アンケート」アンケート実施	放課後	生徒・保護者	生徒指導部
	いじめ防止・SNS使用に関する指導	終業式	生徒	生徒指導部
8月	第1回いじめ対策委員会の開催	専門委員会	専門委員・教職員	生徒指導部
9月	個人面談（教育相談）	学級活動	生徒	学年
	スマホ・ケータイ教室	講習会	生徒	生徒指導部
10月	見守り活動（朝のあいさつ運動）	登校指導	生徒・保護者・教職員	生徒指導部・渉外部
	個人面談（教育相談）	学級活動	生徒	学年
	いじめ撲滅の活動	生徒総会	全校	生徒会
11月	第3回教育相談委員会の開催	専門委員会	教職員	生徒指導部
12月	三者面談（教育相談）	学級活動	生徒・保護者	学年
	「第2回学校生活アンケート」アンケート実施	放課後	生徒・保護者	生徒指導部
	いじめ防止・SNS使用に関する指導	終業式	生徒	生徒指導部
1月	三者面談（教育相談）	学級活動	生徒・保護者	学年
2月	第4回教育相談委員会の開催	専門委員会	教職員	生徒指導部
	スマホ・ケータイ教室	講習会	生徒	生徒指導部
	第2回学校評議委員会	専門委員会	学校評議員・教職員	教頭
3月	第2回いじめ対策委員会の開催	専門委員会	専門委員・教職員	生徒指導部
	「第3回学校生活アンケート」アンケート実施	放課後	生徒・保護者	生徒指導部
	いじめ防止・SNS使用に関する指導	修了式	生徒	生徒指導部
	いじめ防止・SNS使用に関する指導	入学者説明会	生徒・保護者	生徒・保護者

【別紙5】

いじめ対策委員会役割分担（重大事態発生時）

	担当者	内 容
重大事態対応	【いじめ対策委員会】 委員長 校長 副委員長 教頭 いじめ防止専門員 教務主任 生徒指導部主任 各学年主任、養護教諭 関係HR 担任	○いじめ対策委員の招集 ○調査方針・方法の決定 ○重大事態調査組織の設置 ○学校評議員・警察・ 専門機関等各担当者との連携、必要性を検討 ○各担当者と密接な連絡を取り、迅速かつ的確な指示を与える。
事実確認	生徒指導部 関係学年主任・HR 担任	○被害生徒から事情聴取と事実確認
情報収集	生徒指導部 関係学年主任・HR 担任	○被害生徒以外（友人・知人・同級生）からの事情聴取と情報収集
情報提供	生徒指導部 関係学年主任・養護教諭	○知り得た情報を教職員・保護者に提供する。 （※個人情報には十分注意する。）
説明責任 関係機関へ連絡	校長・教頭	○情報の一本化と窓口の一本化 ○県教委と連携した報道への対応
事後観察 支援の継続	養護教諭・生徒指導部 各学年・HR 担任	○当事者の今後の学校生活などを精神面に配慮し観察を続ける。
他の生徒への ケア	養護教諭・生徒指導部 各学年・HR 担任	○他の生徒が動揺しないように各学年・各HRの様子を観察し、必要であれば集会などを行う。
解消確認	生徒指導部 関係学年主任・HR 担任	○生徒・保護者に行為が3か月以上止み、また、苦痛が解消したことを確認

【重大事態発生時対応のフロー図】



・各学年 ・各HR担任 ・生徒 ・保護者 ・地域 ・関係機関

報道関係への対応	・県教委との連携
事後観察・支援継続	・日常の観察、関係機関との連携
他の生徒へケア	・全校生徒の不安解消
解消確認	・生徒・保護者に事態が解消したことを確認
学校評価	・取組結果の分析・改善

【別紙7】 チェックリスト

☆いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	主なサイン
登校時 朝のHR	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机の周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当や下足箱、更衣室にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりしている。 ・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

☆いじている生徒のサイン

いじている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒と関わり、コミュニケーションを図り、状況を把握する。

場面	主なサイン
授業 行事 部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

【別紙8】 チェックリスト

☆教室などでのサイン (いじめている生徒のサイン)

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

場面	主 な サ イ ン
授業 行事 部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なあだ名が聞こえる。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

☆家庭でのサイン (いじめられている生徒のサイン)

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

場面	主 な サ イ ン
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や友人のことを話さなくなる。 ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・不審な電話やメールがあったりする。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・登校時刻になると体調不良を訴える。 ・食欲不振・不眠を訴える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学習時間が減る。 ・成績が下がる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。 |
|--|---|